

関係法令

国家公務員法（昭和二十二年法第百二十号）（抄）

（内閣総理大臣への届出）

第106条の24 略

- 2 管理職職員であった者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。